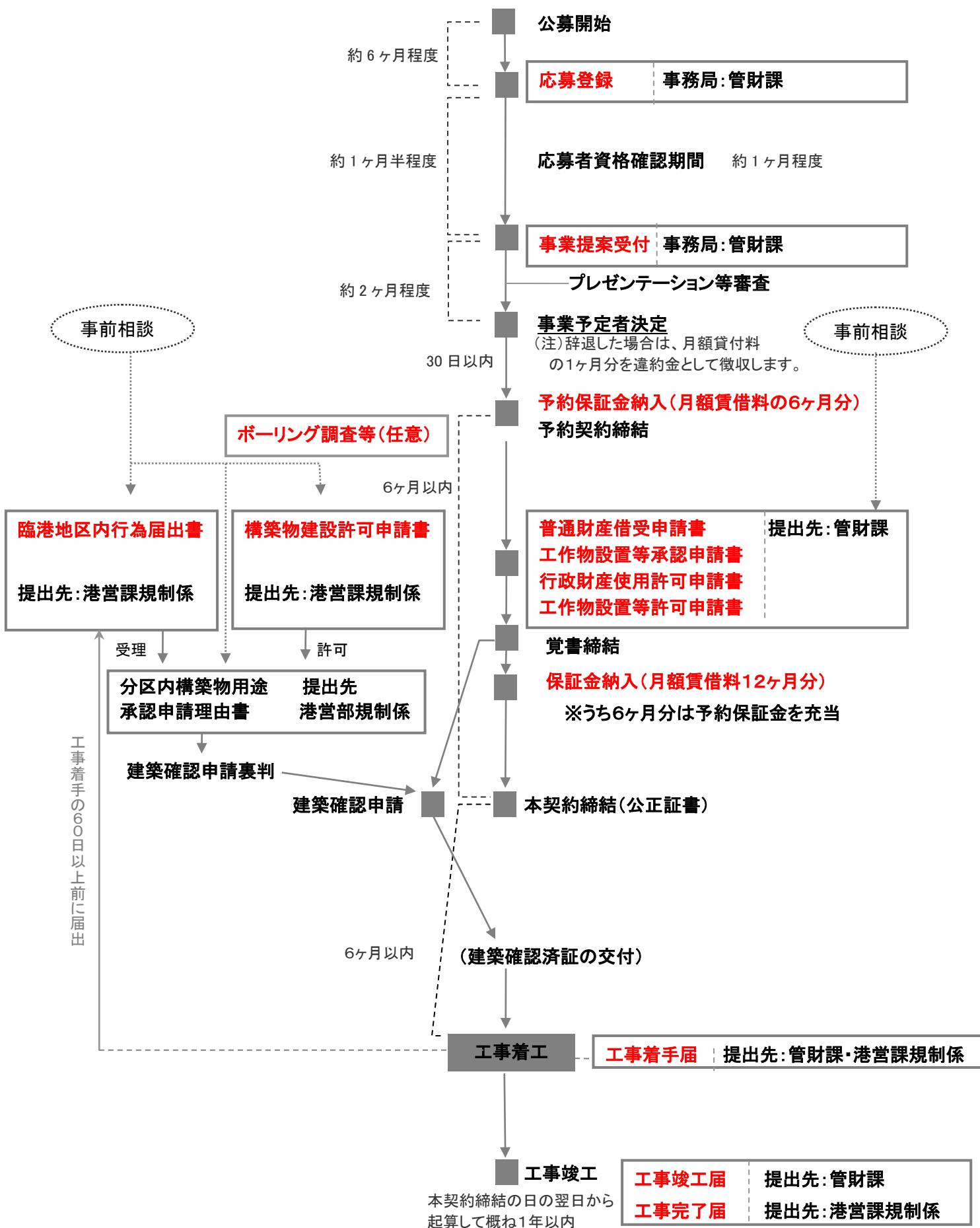


公募手続フロー

(赤色＝事業者様にて行っていただく項目であり、四角囲みは、管理組合へ提出していただく書類です。)



中川運河昭和橋地区事業提案募集に関する予約契約書（案）

名古屋港管理組合（以下「甲」という。）及び中川運河昭和橋地区事業提案募集（以下「提案募集」という。）において事業予定者とされた（以下「乙」という。）は、事業用定期借地権設定契約（以下「本契約」という。）の締結を円滑に行うため、以下の条項により予約契約を締結する。

（本契約の締結及び締結期限）

第 1 条 乙は、次に掲げる土地（以下「公有地」という。）について、甲との間で令和 年 月 日までに、本契約を締結するものとする。

所在	面積	摘要
名古屋市中川区玉川町一丁目地先	1, 405.62 平方メートル	

（注）実測の結果、上記面積に増減が生じた場合は、それによる。

2 乙は、本契約締結までに、公有地に建物を建築するために必要な手続きを行うものとする。

（使用目的等）

第 2 条 乙は、中川運河昭和橋地区事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）のほか、提案募集において選定された事業計画書、施設計画書等に記載した内容（以下「提案内容」という。）に基づき、公有地を使用し、その用途のために建物を建築するものとする。

2 乙は、前項に規定する用途を変更する場合は、あらかじめ申請書（詳細な理由、変更内容等を記載した書面の添付を要する。）を甲に提出し、その書面による承認を受けなければならない。

3 本契約、予約契約、募集要項及び提案内容の各条項等の解釈について、疑義が生じた場合は、本契約、予約契約、募集要項、提案内容の順にその解釈が優先されるものとする。

（予約保証金の納付）

第 3 条 乙は、予約契約締結までに、予約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された予約保証金は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 557 条に規定する手付とは解さない。

（予約保証金の充当）

第 4 条 前条第 1 項の規定により納付された予約保証金は、本契約締結時において本契約保証金の一部として充当する。ただし、充当する予約保証金に利息は付さない。

2 甲は、乙が第 1 条に規定する締結期限（第 6 条の規定により期限が変更された場合は、

その変更された日)までに、乙の責めに帰すべき事由により本契約を締結しない場合又は次条第2項の規定により予約契約を解除されたときは、前条に規定する予約保証金を違約金として徴収するものとし、乙に返還しない。

(予約契約の解除等)

第5条 甲は、乙が第1条に規定する締結期限(次条の規定により期限が変更された場合は、その変更された日)までに本契約を締結しない場合は、予約契約を解除することができる。

2 予約契約締結後、乙が募集要項に記載する失格事項に該当すると認められた場合、甲は、予約契約を解除することができる。

3 その他甲が認める場合は、甲は、予約契約を解除することができる。

4 甲は、前3項の規定に基づき予約契約を解除したときは、乙の事業予定者としての資格を取り消すものとする。

(本契約締結期限の変更)

第6条 乙は、やむを得ず第1条に規定する締結期限までに本契約を締結できない場合は、その理由を申し出て、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。

(調査協力義務)

第7条 甲は、公有地について、いつでもその使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(予約契約の失効)

第8条 天災地変その他甲乙の責めによらない事由により、公有地が使用できなくなり、本契約を締結することが困難となったときは、予約契約は失効するものとする。

2 前項の場合には、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(工事着手)

第9条 乙は、本契約締結日の翌日から起算して、6ヶ月以内に工事着手しなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 この予約契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、この予約契約に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第11条 予約契約の各条項の解釈について、疑義を生じたとき又は予約契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、予約契約の締結の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町1番11号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者

乙

中川運河昭和橋地区事業提案募集に関する本契約書 (事業用定期借地権設定契約公正証書) (案)

※事業者及び提案内容等に応じて、条項が異なることがあります。

当公証人は、後記当事者の囑託によって、その法律行為について聴取した陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

賃貸人 名古屋港管理組合 (以下「甲」という。) 及び賃借人 (以下「乙」という。) は、甲の管理する公有地につき、借地借家法 (平成3年法律第90号。以下「法」という。) 第23条第2項に基づき事業用定期借地権設定契約 (以下「本契約」という。) を次のとおり締結する。

(事業用定期借地権設定の合意)

第1条 甲及び乙は、第3条に掲げる土地につき、次条以下の定めにより、乙のために法第23条第2項に定める事業用定期借地権 (以下「本件借地権」という。) を設定することを約する。

2 本契約は、法第3条から法第8条まで、法第13条及び法第18条並びに民法 (明治29年法律第89号) 第619条の適用はないものとする。

(信義誠実の義務)

第2条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(賃貸借物件)

第3条 甲は、次に掲げる土地 (以下「公有地」という。) を乙に賃貸する。

所在地 中川運河中幹線A地区第36号地

名古屋市中川区玉川町一丁目地先

面積 1,405.62平方メートル

※ 別添図書 (位置図・平面図・求積図・立面図 (東西南北)・断面図・構造図) のとおり。

(使用目的等)

第4条 乙は、甲に提出した中川運河昭和橋地区事業提案募集の事業提案書 (以下「事業計画」という。) で定めた次に掲げる目的又は用途のための建物を公有地上に建築し、所有するために公有地を使用する。

「商業施設及びその付帯施設の敷地」

2 乙は、公有地を前項に掲げる目的又は用途に供するため、公有地に別添図書 (位置図・平面図・求積図・立面図 (東西南北)・断面図・構造図) のとおりの建物 (以下「本件建物」という。) その他の工作物を令和 年 月 日 (以下「指定期日」という。) までに設置しなければならない。

- 3 乙は、本件建物その他の工作物の設置工事に着手するとき及び当該工事が完了したときは、速やかに書面をもって、甲にその旨を届け出なければならない。
- 4 乙は、やむを得ない理由により、本件建物その他の工作物にかかる設計又は指定期日を変更する場合は、あらかじめ詳細な理由、変更内容等を記載した申請書を甲に提出し、その書面による承認を受けなければならない。
- 5 乙は、第5条第1項に規定する賃貸借期間中、本件建物の主たる用途については、他の用途に変更しないものとする。ただし、収支状況等から主たる用途の事業の運営・継続が困難となった場合は、6か月前までに甲に理由等を記載した申請書を提出し、その書面による承認を受けた上で事業の中止及び用途変更をすることができるものとする。
- 6 乙は、本件建物その他の工作物を、次に掲げる用途に使用することはできないものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途。
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業の用途。
 - (3) 居住の用途。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供するための用途。
 - (5) 政治的又は宗教的活動のための用途。
 - (6) 騒音・振動・塵埃・悪臭・危険物の発生等近隣に迷惑を及ぼすような用途。
 - (7) 公序良俗に反する用途。

（賃貸借期間）

第5条 本契約の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（以下「賃貸借期間」という。）とする。

- 2 賃貸借期間内に公有地上の建物その他の工作物の滅失（取壊しを含む。）があった場合に、乙が賃貸借期間の残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときといえども、賃貸借期間は延長しないものとする。

（公有地上の建物の賃貸借等）

第6条 乙は、公有地上の建物その他の工作物について、これを第三者に譲渡し又は賃貸してはならない。ただし、第三者に賃貸する場合において、あらかじめその身元及び賃貸の理由を記載した申請書を甲に提出し、その書面による承認を受けたときはこの限りでない。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする場合には、乙は、甲の指示に従い、第三者についての定款、法人の登記事項証明書等必要な書類を提出しなければならない。

3 前2項の規定の基づき、公有地上の建物その他の工作物の全部又は一部を第三者に賃貸するときは、乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物の賃貸借契約は、法第38条に規定する定期建物賃貸借又は法第39条に規定する取壊し予定の建物の賃貸借の契約によること。
- (2) 建物の賃貸借契約の内容を甲に通知すること。
- (3) 建物の賃貸借契約の期間は、令和 年 月 日までに終了すること。
- (4) 建物の賃借人に対して、令和 年 月 日の1年前までに、建物の賃貸借契約が終了し、建物が取り壊される旨の通知をすること。
- (5) 建物の賃借人について審査を行い、第4条第6項各号に規定する用途に使用する者を排除すること。
- (6) 建物の賃借人が第4条第6項各号に規定する用途に使用する者であることが判明した場合、これを排除できるよう当該賃借人との建物の賃貸借契約において必要な約定をすること。
- (7) 建物を午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に営業を行う用途に供する場合、乙は、事前に文書により甲の承諾を得ること。

(賃借料)

第7条 公有地の賃貸料（以下「賃貸料」という。）は、月額金 円とする。
ただし、賃貸借期間の初日又は末日の属する月の賃貸借日数が1か月未満の場合には、その月分の賃貸料は、日割計算により算出した額とする。

(賃貸料の支払)

第8条 乙は、毎年度の賃貸料を次に掲げる支払期限までに、甲の発行する納入通知書によりその指定する場所において、甲に支払う。ただし、その支払期限が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその支払期限とする。

- (1) 賃貸料4月分から6月分までの支払期限 その年度の4月末日
- (2) 賃貸料7月分から9月分までの支払期限 その直前の6月末日
- (3) 賃貸料10月分から12月分までの支払期限 その直前の9月末日
- (4) 賃貸料1月分から3月分までの支払期限 その直前の12月末日

2 前項の規定にかかわらず、賃貸借期間開始後3か月以内の範囲で甲が別に指定する月分の賃貸料の支払期限は、別途、甲の発行する納入通知書により甲が指定する日とする。

(遅延利息)

第9条 乙は、賃貸料を前条に規定する支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払済みに至るまで、その日数に応じ、当該賃貸料に対し年14.6パーセントの割合で計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を遅延利息

として甲に支払う（ただし、遅延利息の金額が100円未満の場合を除く。）。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

（賃貸料の改定）

第10条 本契約締結後、原則として3年以上経過したとき又は甲の管理に属する名古屋港周辺の土地相互の間における賃貸料の均衡上必要があると認めるときは、その時点における公有地又はその近隣地にかかる不動産鑑定士による鑑定評価額及び公有地の有する港湾利用上の利用価値等を総合的に勘案して、甲が定める公有地の時価評価額に基づき賃貸料を改定するものとし、以後においても同様とする。

2 甲は、前項の規定により賃貸料を改定するときは、改定賃貸料の額を改定の日から1か月前までに、書面により乙に通知する。

（保証金）

第11条 乙は、甲に対して、本契約に基づく乙の一切の債務の履行を担保するため、保証金として金 円を預託する。

2 甲及び乙は、前項に規定する保証金 円を既に乙から甲に対し交付し、甲においてこれを受け取り、預託済みであることを確認する。

3 賃貸料の増額、経済情勢の変動等により第1項に規定する保証金が担保として合理性を欠く等、不相当な金額となったとき及び乙の不履行債務に保証金の一部又は全部を充当したときは、甲は、乙に対し、甲が適当と認める額の保証金の追加を請求できるものとする。

4 乙は、賃貸料等の債務が遅滞している場合において、保証金をもって乙の債務に充当するよう甲に請求することはできない。

5 保証金は、賃貸借期間満了後又は第19条及び第21条から第22条までの規定に基づく本契約の終了後、乙が公有地を原状に復して甲に返還し、かつ、公有地上のすべての建物の滅失登記がなされたときに、甲は、乙の請求によりこれを返還する。ただし、乙が甲に支払うべき債務が残存している場合は、甲は、保証金をもってこれらの債務の弁済に充当し、その残金を乙に返還する。乙は、これに対して異議を申し立てることができない。

6 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡すること、又は質権その他の担保に供することはできないものとする。

7 保証金には利息を付さない。

（公有地の引渡し）

第12条 甲は、賃貸借期間開始の日に、公有地を現状のまま乙に引き渡す。

（契約不適合責任等）

第13条 乙は、法令、甲が定める条例、規則等及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された公有地が契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸

付料及び保証金の減額の請求、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることはできない。

2 本契約締結後、公有地の面積に過不足があることが認められ、正当な面積が確定したときは、当該確定した面積をもって第3条に規定する公有地の面積とする。この場合において、乙が甲に対し既に支払い又は納付した賃貸料及び保証金については、これを精算しないものとし、当該面積が確定した日以後に乙が甲に対し支払い又は納付する賃貸料及び保証金については、当該確定した面積に応じて算出した額とする。

3 前項の規定に基づき新たに確定した公有地の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、1平方メートルとして賃貸料及び保証金の金額を算定する。

(使用上の制限)

第14条 乙は、第4条に規定する場合のほか、公有地に新たに建物その他の工作物を設置し、又は既に甲の承認を得て設置した建物その他の工作物の増改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをするときは、あらかじめ詳細な理由、計画等を記載した申請書を甲に提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の場合のほか、公有地上の建物その他の工作物の修繕又は模様替えをするときは、あらかじめ甲にその旨を届け出なければならない。

3 乙は、第1項に規定する甲の承認に係る行為(工事)に着手するとき及び当該工事を完了したときは、遅滞なく甲にその旨を届け出なければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、本件借地権を第三者に譲渡し、又は公有地を第三者に転貸してはならない。また、本件借地権に質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、管線柱類の設置を目的とした場合において、あらかじめ転借人の身元及び転貸の理由を説明した申請書を甲に提出し、その書面による承認を受けたときはこの限りでない。

(善管注意義務)

第16条 乙は、公有地を善良な管理者の注意をもって維持するとともに、来客車両による交通渋滞その他の近隣に迷惑となる行為により、隣接地及び周辺に損害迷惑等を及ぼすことのないよう公有地を使用しなければならない。

(土壌汚染の禁止等)

第17条 乙は、公有地について、土壌汚染を発生させるおそれのある使用をすることができない。

2 乙の使用による土壌汚染が判明したときは、乙の負担により土壌を原状に回復することとし、甲は、本契約を解除することができるものとする。

3 近隣への迷惑行為、公有地の土壌汚染その他公共の危険が発生したときは、乙は、自己の責任において解決しなければならない。なお、判決等により甲がその責めを負った場合は、甲は、その全額について乙に対し求償権を行使することができる。

(通知義務)

第18条 乙は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに書面をもって甲にその旨を

通知し、その指示に従わなければならない。

- (1) 公有地上の建物その他の工作物が滅失したとき。
- (2) 乙の氏名、商号、住所、代表者等に変更のあったとき。
- (3) 乙の地位について、合併又は分割による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (4) 主務官庁から営業又は免許について取消し又は停止の処分を受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の手続開始の申立てを自ら行い、又は受けたとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 差押え、仮差押え、競売の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (8) その他公有地の使用に関し、不測の事態が発生したとき。

(解除権の留保)

第19条 甲は、公有地を公用又は公共の用に供する必要があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、本契約に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当するときは、何らの催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務に違反し、本契約を継続しがたいとき。
- (2) 乙が、主務官庁から営業又は免許について取消し又は停止の処分を受けたとき。
- (3) 乙が、破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の手続開始の申立てを自ら行い又は受け、甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (4) 乙が、差押え、仮差押え、競売の申立て又は滞納処分を受け、甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (5) 乙が、賃貸料の支払を3か月分以上怠ったとき。
- (6) 乙が、賃貸料の支払をしばしば遅滞し、その遅滞が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

3 甲は、第1項の規定に基づき本契約を解除する場合に限り、乙に対し、通常生じる損失を補償する。ただし、第6条第1項に違反し、乙が公有地上の建物その他の工作物を第三者に賃貸している場合においては、乙は、この賃貸によって得べかりし利益については、甲に請求しないものとする。

(違約金)

第20条 甲は、乙が第4条、第6条第1項及び第2項、第14条並びに第15条の規定に違反し、甲乙間の信頼関係が破綻されたと認めるときは、違約金として、賃貸料月額12か月分相当額を乙に請求することができる。

2 前項の違約金は、第27条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(暴力団関係事業者の排除)

第21条 甲は、警察からの通知等により、乙又は公有地上の建物その他の工作物の賃借

人である第三者が次に掲げる事項に該当すると判明したときは、何らの催告なく、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等に暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいるとき。
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等しているとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等しているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったとき。

2 乙は、甲が前項の規定に基づき本契約を解除するに際し、損失補償を含む一切の金銭的請求を甲にすることができない。

（乙からの解除権の留保）

第22条 乙は、賃貸借期間中に天災等の乙の責めに帰さない事由により、本件建物が滅失したときは、本契約の解除を申し入れることができる。

2 前項の場合において、本契約を解除しようとするときは、乙は、解除の日の1か月前までに、甲に対し、書面によりその旨を申し入れ、甲の承諾を得なければならない。

（契約の失効）

第23条 天災地変その他甲及び乙の責めに帰さない事由により、公有地が使用できなくなったときは、本契約は失効するものとする。

2 前項の場合は、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしない。

（公有地の返還）

第24条 賃貸借期間が満了するとき、又は第19条及び21条から第23条までの規定により本契約が終了するときは、乙は、自己の費用をもって公有地を更地の状態に回復し、土壤汚染のないことを確認の上、賃貸借期間満了の日又は本契約終了の日に公有地を甲に返還しなければならない。

2 乙が前項に規定する義務を履行しないときは、甲は、乙の承諾を得る等法令の許容する手段及び方法により、公有地上の建物その他の工作物を含む残置物を乙に代わって処分し、又は第三者をして処分を行わせることができる。

3 甲は、前項の規定に基づき残置物を処分した場合は、当該処分に要した費用を乙に負担させるものとする。

4 乙が賃貸借期間満了後又は本契約終了後、なおも公有地を使用し、又はその占有を解かないときは、乙は、その日数に対し当該使用又は占有した時点における賃貸料月額を2倍に相当する金額の違約金を甲に支払うとともに、甲の被った損害を賠償する。

(既納の賃貸料)

第25条 甲は、第19条第1項の規定に基づき本契約を解除した場合を除き、既納の賃貸料を乙に返還しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 乙は、公有地に投じた有益費又は必要費があった場合においても、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第27条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第28条 本公正証書の作成その他の本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(実地調査等)

第29条 甲は、公有地の管理その他港湾の管理上必要があると認められるときは、公有地及び公有地上の建物その他の工作物に立ち入って必要な調査をし、又は乙に対し、参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲の当該調査等を拒み、又は妨げてはならない。

(事業運営に関する報告義務等)

第30条 乙は、年に一度及び甲の要求があった場合、甲に対して賃貸借期間における事業の運営について報告し、甲による調査に協力しなければならない。

2 甲は、前条に規定する調査等又は前項に規定する報告の結果、乙による事業の運営が事業計画から逸脱していると判断したときは、乙に対して、書面をもって是正措置を講ずるべき旨の通知をすることができるものとする。

3 乙は、前項の通知を受けた場合、速やかに是正の措置を講じ、その措置の内容、結果その他必要な事項を、書面をもって甲に報告しなければならない。

(収支に関する報告義務等)

第31条 乙は、事業計画に定める事業に関する毎年の決算確定後、遅滞なく当該決算の資料を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された決算資料の点検の結果、事業計画から判断して計画のと

おりに事業の運営が推移していないことが判明したときは、甲は、乙に対する聞き取りによる調査を行うことができるものとする。

3 甲は、前項の規定による聞き取りにより、乙による事業の運営が事業計画から逸脱していると判断したときは、甲は、乙に対し、本事業の収支改善策の策定及びその履行を求めることができるものとする。

4 乙は、前項の規定により収支改善策の策定及びその履行を求められたときは、速やかに改善措置を取り、当該措置の内容その他必要な事項を書面をもって甲に報告しなければならない。

(管轄裁判所)

第32条 本契約から生ずる一切の法律上の争訟については、甲の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(強制執行認諾)

第33条 甲及び乙は、本公正証書記載の金銭債務の履行を怠ったときは直ちに強制執行に服することに異議のない旨それぞれ陳述した。

(疑義等の解決)

第34条 本契約、予約契約、募集要項及び事業計画の各条項等の解釈について疑義が生じた場合は、本契約、予約契約、募集要項、事業計画の順にその解釈が優先されるものとする。なお、本契約に関して疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、借地借家法、民法その他の関係法令及び慣習に従い、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。

甲及び乙は、本契約の締結の証として上記内容の公正証書を作成するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町1番11号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者

乙